

平成30年度経営計画

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 福島県の景気動向

平成29年の我が国経済は、海外経済の改善を受けて輸出・生産が増加し、企業収益が好調を続ける下で、設備投資が増加するとともに雇用・所得環境が着実に改善しました。これに伴い、個人消費も底堅さを増しています。

こうした中、本県経済は、このところ景気回復の動きが弱まっています。その要因としては、東日本大震災及び原子力災害（以下「震災」といいます。）からの復興需要がピークアウトしたことや、製造業を中心に、震災に起因したサプライチェーンからの離脱等により、全国的な景気拡大が思うように波及していないことなどが挙げられます。

先行きについては、震災前に比べて高水準の経済活動は維持されるものの、当面、方向としては回復力の弱い状況が続くものとみられることから、今後とも、復興需要のピークアウトの影響を注視しつつ、県内の生産活動や個人消費への全国的な景気拡大の波及状況をあわせて見ていくことが必要となります。

2) 中小企業を取り巻く環境

県内中小企業の業況感を表す業況DIはこのところ着実に改善しているものの、震災から7年が経過し、地域や業種によって業況には差が生じています。

特に、県内の企業倒産は震災前と比較して依然低水準ではあるものの、件数・金額ともに3年連続で増加しており、予断を許さない状況となっています。また、業況が堅調な先でも後継者の不在や人員不足等の問題から廃業を選択する企業が現れるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

今後については、平成32年度の「復興・創生期間」終了が景気の押下げ要因となる懸念がある一方、本県では、風評払拭・風化防止対策の強化による農林水産業や観光業の復興再生の加速化、福島イノベーション・コースト構想（廃炉研究、再生可能エネルギー産業の集積等）の推進による浜通り地区の再生、医療関連産業、ロボット産業、航空宇宙産業の集積等を通じ

た販路の復活・拡大や企業の誘致等に取り組んでおり、これらの動向が本県中小企業等に与える影響について注意深く見ていく必要があります。

(2) 業務運営方針

本計画の期間は、平成30年4月の新たな信用補完制度のスタート、平成31年の当協会創立70周年、平成32年の震災からの「復興・創生期間」最終年度を迎えるなど、当協会にとってターニングポイントとなる重要な時期にあたり、平成30年度はその初年度になります。

このため当協会は、震災からの復興再生を最優先に取り組む一方、新しい信用補完制度の下、金融機関との適切なリスク分担と連携強化、経営支援の着実な推進に努めていきます。

とりわけ、低金利状況下における保証料の割高感などから保証利用の低迷が続いている今こそ、保証料を支払う価値のあるサービスの提供を目指して取り組みます。

また、取組みにあたっては「ブラッシュアップ バリュアップ グローアップ」の3つのアップをスローガンに、中小企業等の事業改善、経営力向上、成長発展を伴走支援していくとともに、当協会自らも、業務の継続的改善、質的向上を図り、変化に対応できる組織づくりに努めます。

2. 重点課題

【保証部門】

①復興段階に応じた企業支援の取組み

- ・「震災関連保証」を積極的に活用し、個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努めます。
- ・「ふくしま復興特別資金」のメリットをPRし、借換保証を積極的に提案し、中小企業等の資金繰り改善に取り組めます。また、同制度の継続を要請していくとともに、特例保険の終了を見据え同制度に代わる制度創設等についても県に働きかけていきます。
- ・積極的に企業を訪問し個々の実情を把握し、経営状況やニーズに即した保証制度の提案を行い利用向上を図ります。
- ・小規模企業の持続的発展を支えるべく、国の「小口零細企業保証」や県の「小規模企業支援資金」等を推進するとともに、

資金的性格を有する資金（疑似資本）を供給し資金繰りの安定を図る「継続サポート（どっしりくん）」を創設します。

- ・低金利、低保証料等、利便性の高い県市町村の制度資金を積極活用するとともに、更なる利便性向上を要請していきます。
- ・原子力災害に伴い休・廃業を余儀なくされるなど、県内の中小企業者数が減少し、協会利用者数も減少してきているため、「県起業家支援保証」等の創業者向けの有利な保証制度を積極的に提案し適切な支援に努め、利用向上を図ります。
- ・単なる資金繰り支援に止まらず、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」等、経営支援を絡めた保証を活用することで金融と経営の一体的支援に努め、中小企業の経営力の強化に取り組めます。
- ・新たに開始される「経営者保証を不要とする取扱い等」へ適切に対応します。
- ・日本政策金融公庫、福島県信用金庫協会、東北税理士会福島県支部連合会との「覚書」に基づき、具体的な連携・協力事業に取り組めます。

②金融機関との適切なリスク分担・連携への取り組み

- ・金融機関との対話を通じ適切なリスク分担・連携強化を進め、個々の企業の実情に即し、保証付き融資とプロパー融資を適切に組合せるなど各種保証制度の積極的活用を図ります。特に平成29年度創設の協調融資を見える化した「ダブルサポート保証（結）」の利便性を高め、なお一層の推進を図ります。
- ・小規模企業や創業期の企業等、プロパー融資の対応が困難な先へは、画一的にプロパー融資を求めず柔軟に対応します。
- ・金融機関との提携保証制度の「特別追認」を活用し、適切に連携し迅速な資金供給に努めます。
- ・県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」については更なる充実を図ります。また、協議会や勉強会等により保証制度の理解・習得を通じて連携を強化し、金融機関からの利用増加を図ります。
- ・担当役員、各営業店・支店長及び職員が、積極的に金融機関の店舗を訪問し対話を深めます。
- ・金融機関に対しては「感謝制度」を実施し、公的保証事業を通じた中小企業等支援への貢献や協力に対して謝意を表します。
- ・事業承継関連保証制度を活用し、事業承継に係る資金繰り支援に万全を期し、一方、廃業する先には「自主廃業支援保証」により円滑な撤退を支援します。
- ・経営等の窓口相談を通して、金融機関を紹介する取り組みに努めます。

【期中管理・経営支援部門】

①創業支援の強化

- ・創業間もない先には、企業訪問や相談会の開催により開業後のフォローアップを効果的に行うとともに、経営改善の取り組みが必要な先には専門家を派遣することで、経営の安定化に向けた支援に努めます。
- ・事業計画の具体化が必要な創業希望者には、相談会や常設の相談窓口において「創業サクセスガイド」を活用したきめ細やかな相談対応・事業計画策定の支援に努めるとともに、必要に応じ専門家の派遣による事業計画策定の支援にも取り組みます。
- ・開業に当たっての課題解決や創業後の経営安定に向けた支援として、関係機関と連携し開催する「創業セミナー」の更なる充実を図ります。
- ・関係機関が主催する創業に係るセミナー等に講師として参加するなど、関係機関と連携した創業希望者の支援・育成に取り組みます。

②期中支援・事業承継支援の強化

- ・経営課題を抱える中小企業等のため「経営相談会」や「夜間相談会」を開催するなど、常設の相談窓口も含め、顔の見える協会としての窓口相談体制により、経営課題解決の支援を行います。
- ・「専門家派遣事業」による支援を受けた先へのフォローアップを新たに実施することで、支援後の経営状況を把握し経営改善の促進に繋がります。
- ・大口保証先の実態把握に努めるとともに、訪問企業の選定・管理方法等、効果的なフォローアップ体制を整備し、関係機関との連携による経営改善の支援に取り組みます。
- ・返済緩和の条件変更先には、金融機関と連携し、個々の実情に応じ専門家派遣等の経営支援ツールを活用して経営改善の取り組みを支援するとともに、借換等による返済正常化を積極的に進めます。
- ・金融支援が必要となる先には、「経営改善計画策定支援事業（405事業）」の活用により、認定支援機関を始め関係機関との連携を密にし、「経営サポート会議」の開催等を通じ速やかな経営改善の支援に努めます。
- ・延滞先や事故先には、関係機関と連携し実態把握に努めるとともに、早期の経営改善の支援に取り組みます。
- ・経営者が高齢化している先には、企業訪問や相談会等において事業承継のニーズを把握した上で、福島県事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、事業承継の支援に取り組みます。
- ・事業承継を円滑に進めるため、事業承継関連保証制度の利用促進を図るとともに、関係機関と連携し、新たに事業承継に

係るセミナーを開催します。

③再生支援の強化

- ・震災の影響から脱していない中小企業等の再生を図るため、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の支援期限の周知を図りながら、関係機関と連携し、二重債務問題解消に積極的に取り組みます。
- ・経営再建に見通しのある中小企業等には、福島県中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等と連携し、再生支援に取り組みます。
- ・再生支援を行った企業には、関係機関と連携し、モニタリングによるフォローアップ等、継続的に経営改善の後押しを実施します。

④連携支援の強化

- ・金融機関、税理士会等との連携や情報交換を密にするとともに、「福島県中小企業支援ネットワーク会議」や「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」の構成員との連携を図り、中小企業等に対する効果的な経営改善の支援に取り組みます。

【回収部門】

①被災者への対応

- ・被災者に対しては各々の実情に合わせた弁済折衝を行う等、引き続き被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。

②早期回収の着手

- ・期中管理段階から資産・所得等の情報を取得、代位弁済前の折衝時に現状を把握して回収方法や見込み等を検討した上で回収方針を決定し回収促進を図ります。

③実情に即した適切な回収方針

- ・休廃業先や暫く返済が途絶えている求償債務者等については、現況を把握した上で回収方針の見直しを行い、返済の再開や定期回収の底上げを図るほか、減免完済や一時金弁済による保証人免除等により一括弁済の促進を図ります。
- ・事業継続先については「求償権消滅保証」などの支援により、事業者の再生と回収の最大化を図ります。
- ・回収の見込みを早期に見極め、見込みがない者については速やかに管理事務停止及び求償権整理を進めます。

④サービサーの有効活用

- ・無担保求償権の累増等最近の回収環境や動向を踏まえ、現状認識と問題解決に向けた方策等を共通認識するため、協会とサービサーの合同会議を開催します。
- ・個々の案件について回収方針等を協議し、綿密な連携により回収促進を図ります。
- ・サービサーにおいては、他県サービサーへの調査依頼等も可能なことから、県外へ避難している被災者や移住している関係人の実態把握や折衝を図るために、積極的にサービサーの利用推進を図ります。

【その他間接部門】

1) 総務関係

①業務の効率化と人材育成・人材確保に向けた取組み

- ・業務改善推進表彰制度を活用し、一層の業務効率化に取り組むとともに、業務費の見直しに継続的に取り組めます。
- ・優秀な人材の確保に向け、就職活動・採用情報サイトの見直しを図ります。
- ・中小企業診断士の養成のほか、資格取得等奨励金制度を活用し、職員の資質向上に取り組めます。
- ・階層別・課題別に設けられている全国信用保証協会連合会主催の研修に職員を計画的に参加させるほか、内部研修についても内容の見直しを図り、より効率的かつ効果的な人材育成に取り組めます。
- ・女性の創業者や経営者に向けた支援チームの編成を検討し、それに向けた人材育成に努めます。

②財政基盤の強化

- ・効率的な経営に努めるとともに、国及び県に対して補助金及び損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。

③創立70周年に向けた取組み

- ・次年度の創立70周年に向け、周年記念事業等の実施準備を進めます。

2) 広報関係

①情報発信力の強化

- ・職員一人一人が広報担当としての意識を持ち、実地調査等を通して企業や金融機関に出向き、フェースツーフェースで

協会事業をPRします。

- ・月報については、配布先を意識し誌面構成を見直し、より信用保証協会を身近に感じてもらえるような工夫を施します。
- ・ホームページについては、スマートフォン対応、協会紹介動画の掲載等により、見やすく、分かりやすい構成となるよう、全面的に刷新します。
- ・中小企業等へのタイムリーな情報発信など、広報手段の多様化に取り組めます。

3) システム関係

①新システムの安定運用及び関係機関との連携対応

- ・新システムについて共同システムセンターとの連携による検証を行い安定運用に努めます。

②新システムの新規開発・変更時の円滑な対応

- ・共同システムとしての開発・変更において、十分なテスト及び検証を行い円滑な運用に努めます。

4) コンプライアンス関係

①内部検査態勢の充実

- ・予防的リスク管理の観点から検査を行います。
- ・保証関係の検査に係る抽出企業の件数、抽出基準の見直しを行います。

②法令等遵守の推進と個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の強化

- ・コンプライアンス・プログラムを策定して、法令の遵守に努めるとともに、リスク管理とコンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ・プログラムの実施により継続して法令等の遵守に努めるとともに、実施状況の検証を行い必要な改善に取り組めます。
- ・会議・研修等において、個人情報漏えい防止のための対策と個人情報保護法やマイナンバー法の遵守に関して周知徹底を図ります。

③反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止

- ・データベースの適正活用と保証時の適切な審査により未然防止を図ります。
- ・発生事案に対しては定められた手続きにより適正に対応し、検証と適切なフィードバックにより再発防止に努めます。

- ・警察等関係機関との連携を強化します。

④災害時における事業継続のための体制強化

- ・事業継続計画（BCP）の周知徹底を図ります。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度計画比
保 証 承 諾	95,000	95.0%
保 証 債 務 残 高	264,000	91.0%
保 証 債 務 平 均 残 高	274,500	90.6%
代 位 弁 済	5,000	100.0%
実 際 回 収	1,050	87.5%
求 償 権 残 高	1,500	88.2%